

令和3年3月31日

議員各位

茨城県議会議員 常井 洋治

茨城県議会の規律確保と県民の信頼回復について（通知）

去る3月29日夕方のフジテレビの報道で本県議会第1回定例会の本会議映像が報道されましたが、その内容は県民の信頼を失いかねない大変遺憾なものでした。

我々、県議会議員は、今回の報道を真摯に受け止め、今後の議会活動を通して県民の信頼を回復していかなければなりません。

各議員におかれましては、改めて、下記の事項に留意され、規律を遵守して議会活動に臨まれますようお願いいたします。

記

【規律の確保について（会議規則）】

- 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。（第2条第1項）
- 議員が早退しようとするときは、あらかじめ議長に届け出なければならない。（第2条第3項）
- 議員は、議会の品位を重んじなければならない。（第107条）
- 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。（第109条）
- 議員は、会議中にみだりに議席を離れてはならない。（第110条）
- 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。（第112条）

【会議等での情報通信機器（タブレット端末）の使用に係る運用（R2.3.24議運決定）】

3 使用することのできる用途

- (1) 議事関係資料の閲覧
- (2) 議事に関連するウェブサイトの閲覧
- (3) 審議経過などを記録するためのワードプロセッサ機能の利用

4 禁止事項

- (1) 通話、電子メール等の送受信
- (2) 録音、録画及び写真撮影

【議会運営についての申合せ事項（携帯電話の使用や写真撮影について）（H31.1.29議運決定）】

第6 その他の事項

- (2) 議員及び出席説明者は、議場及び委員会室においては、携帯電話（スマートフォンを含む）の電源を切り、使用しない。
- (3) 議員は、本会議及び委員会において、写真及び動画の撮影を行わない。